

(報告)

第九条の十 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、その必要の限度において、厚生労働省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第九条の十一 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、その必要の限度において、当該職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録事務の休廃止)

第九条の十二 指定登録機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第九条の十三 厚生労働大臣は、指定登録機関が第九条の二第四各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第九条の二第三各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第九条の三第二項、第九条の五第三項又は第九条の九の規定による命令に違反したとき。

三 第九条の四又は前条の規定に違反したとき。

四 第九条の五第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第九条の十四 第九条の二第一項、第九条の三第一項、第九条の四第一項、第九条の五第一項又は第九条の十二の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(指定登録機関がした処分等に係る不服申立て)

第九条の十五 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

(厚生労働大臣による登録事務の実施等)

第九条の十六 厚生労働大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。

2 厚生労働大臣は、指定登録機関が第九条の十二の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第九条の十三第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行つものとする。

(公示)

第九条の十七 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第九条の二第一項の規定による指定をしたとき。

二 第九条の十二の規定による許可をしたとき。

三 第九条の十三の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行つこととするとき、又は自ら行つていた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第十条の見出しを、（政令及び厚生労働省令への委任）に改め、同条中、「免許証」の下に、「又は免許証明書」を加え、政令を、政令で、第九条の十六第二項の規定により厚生労働大臣が登録事務の全部又は一部を行う場合における登録事務の引継ぎその他指定登録機関に関し必要な事項は厚生労働省令に改める。

第十二条第二項及び第三項を削る。

第十二条の次に次の一条を加える。

(歯科技工士試験委員)

第十二条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省に置く歯科技工士試験委員（次項及び次条において「試験委員」という。）に、試験の問題の作成及び採点を行わせる。

2 試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三条を次のように改める。

(不正行為の禁止)

第十三条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し、不正の行為のないようしなければならない。

第十五条の見出しを、（試験の無効等）に改め、同条中、「試験に」を、「厚生労働大臣は、試験に」に、ある者について、を、ある者に対しては」に改め、同条後段を削り、同条に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができる。

第十五条の次に次の六条を加える。

(受験手数料)

第十五条の二 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第十五条の三 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行つ。

(指定試験機関の歯科技工士試験委員)

第十五条の四 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を歯科技工士試験委員（次項及び第三項並びに次条並びに第十五条の七において読み替えて準用する第九条の三第二項及び第九条の七において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

第十五条の五 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し、不正の行為のないようしなければならない。